

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康診査等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、健康診査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康診査等に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき健康管理に関する事務を実施している。 特定健診・保健指導を通じて生活習慣病に関する知識の普及と啓発が図られ生活習慣を改善することで、生活習慣病の発症・悪化を抑制する。 また、がん予防について早期発見による早期治療の重要性を認識してもらうため、がんに関する正しい知識の普及・啓発を推進する。 特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等における対象者の把握及び対象者の検診結果の管理の事務で取り扱う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)健康情報システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第111項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表111項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	生活福祉部保健医療課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1155
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1155
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェックの実施	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修等への積極的な参加	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	総合行政情報システム(健康情報システム)	健康かるてV7	事後	システム変更における修正
平成29年2月28日	I関連情報 5..評価実施機関 における担当部署 ①部署	保健医療課	生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月28日	I関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	庄原市総務課	庄原市総務部総務課	事後	部署変更における修正
平成29年2月28日	I関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	庄原市保健医療課	庄原市生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月28日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年2月28日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数いつの時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年4月27日	I -5-(2)所属長	課長 莊川 隆則	課長 岡本 貢	事後	所属長変更における修正
平成30年1月24日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月23日	I-5-②所属長の役職名	課長 岡本 貢	課長	事後	様式変更における修正
平成31年2月8日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
令和3年9月1日	I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	健康かるてV7	健康管理システム	事後	システム変更における修正
令和4年1月18日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和4年1月18日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和4年1月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和4年1月18日時点	事後	しきい値基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	健康増進法、庄原市健康診査実施要綱等に基づき健康診査、各種がん検診事業等の実施に係る事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	健康増進法に基づき健康管理に関する事務を実施している。 特定健診・保健指導を通じて生活習慣病に関する知識の普及と啓発が図られ生活習慣を改善することで、生活習慣病の発症・悪化を抑制する。 また、がん予防について早期発見による早期治療の重要性を認識してもらうため、がんに関する正しい知識の普及・啓発を推進する。 特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等における対象者の把握及び対象者の検診結果の管理の事務で取り扱う。	事前	
令和4年6月20日	I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事前	
令和4年6月20日	I関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年6月20日	I関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠となる項) 102の2 (別表第二における情報照会の根拠となる項) 102の2	事前	
令和4年6月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネット ワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 十分である 十分である	事前	
令和7年3月27日	I関連情報 3.個人番号の利 用	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法第9条第1項 別表 第111項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠となる項) 102の2 (別表第二における情報照会の根拠となる項) 102の2	番号法第19条第8号、別表111項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 Tel0824-73-1111	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1155	事後	請求先を担当課に統一することによる変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	令和4年1月18日時点	令和7年2月12日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か	令和4年1月18日時点	令和7年2月12日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IVリスク対策	—	項目の追加(8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策)	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため